

# 品川区教育委員会結核対策委員会設置要綱

制定	平成15年3月31日	教育長決定	要綱第3号
改正	平成17年4月1日		要綱第9号
改正	平成28年3月23日		要綱第19号

## (設置の目的)

第1条 品川区教育委員会結核対策委員会（以下、「委員会」という。）は、品川区立小学校、中学校および義務教育学校（以下、「学校」という。）における結核対策の中心的な役割を果たし、次の対策を行うことを目的として設置する。

- (1) 学校における結核に関する健康診断の実施状況および結果を把握する。
- (2) 精密検査や経過観察の対象となる児童・生徒を選定する。
- (3) 結核患者発生時に保健所と協力し対策を講ずる。

## (委員会の設置および運営)

第2条 委員会は、教育委員会が設置し、運営する。

## (委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長および委員若干名をもって組織する。

- (1) 保健所長
  - (2) 結核の専門家
  - (3) 学校医の代表
  - (4) 医師会の代表
  - (5) 医療以外の学識経験者
  - (6) 学校長の代表
  - (7) 養護教諭の代表
- 2 委員長は、上記構成委員の互選により決する。

## (委員長の職務および職務代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長が予め指定した委員がその職務を代理する。

## (委員会の開催)

第5条 学校において定期健康診断が実施される時期には、随時開催するものとし、その他の月については、必要に応じ開催する。

## (定足数および表決)

第6条 委員会は、構成委員のうち、医師である委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところに

よる。

**(委員会の事務)**

第7条 委員会の事務は、教育委員会学務課で処理する。

**(委任)**

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

**付 則**

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。